

平成25年 4月15日

国土交通大臣
衆議院議員
太田昭宏 殿

要 望 書

日本木工機械協同組合

理事長 原 口 博 光

日本合板工業組合連合会

会 長 井 上 篤 博

(一社)日本木工機械工業会

理事長 宮 川 嘉 朗

日本合板商業組合

理事長 足 立 建一郎

全日本木工機械商業組合

理事長 福 本 豊 彦

日本繊維板工業会

会 長 澤 木 良 次

日本機械鋸・刃物工業会

理事長 庄 子 公 侑

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合

理事長 小 野 秀 男

(一社)日本家具産業振興会

会 長 加 藤 知 成

全国建具組合連合会

会 長 上 中 節 彦

東京都家具工業組合

理事長 山 口 千 絵 子

平成25年 4月22日

経済産業大臣
衆議院議員
茂木敏充殿

要 望 書

日本木工機械協同組合

理事長 原 口 博 光

日本合板工業組合連合会

会 長 井 上 篤 博

(一社)日本木工機械工業会

理事長 宮 川 嘉 朗

日本合板商業組合

理事長 足 立 建一郎

全日本木工機械商業組合

理事長 福 本 豊 彦

日本繊維板工業会

会 長 澤 木 良 次

日本機械鋸・刃物工業会

理事長 庄 子 公 侑

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合

理事長 小 野 秀 男

(一社)日本家具産業振興会

会 長 加 藤 知 成

全国建具組合連合会

会 長 上 中 節 彦

東京都家具工業組合

理事長 山 口 千 絵 子

平成25年 4月22日

農林水産大臣
参議院議員
林 芳 正 殿

要 望 書

日本木工機械協同組合

理事長 原 口 博 光

日本合板工業組合連合会

会 長 井 上 篤 博

(一社)日本木工機械工業会

理事長 宮 川 嘉 朗

日本合板商業組合

理事長 足 立 建 一 郎

全日本木工機械商業組合

理事長 福 本 豊 彦

日本繊維板工業会

会 長 澤 木 良 次

日本機械鋸・刃物工業会

理事長 庄 子 公 侑

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合

理事長 小 野 秀 男

(一社)日本家具産業振興会

会 長 加 藤 知 成

全国建具組合連合会

会 長 上 中 節 彦

東京都家具工業組合

理事長 山 口 千 絵 子

―内需の柱としての住宅政策の提案―

古代より日本は、「木」と「水」の里として、永々と営んでまいりました。

日々の暮らしの中で「木」は憩と癒を私達に与えてくれます。

林業産業は、住宅産業と一体の関係に位置し、木造住宅・家具・建具は環境問題の見地からも自然の営みに沿った産業であります。

住宅産業の振興は、木材の量的需要拡大につながり、広範囲の雇用の創出と製造業の空洞化を防ぎます。

住環境から見た日本は決して豊かな国ではありません。

平和産業の要として内需拡大と豊かな国民生活を築く事が21世紀の日本の使命と心得ます。

住宅建築は、木材、建材、家具、セメント、鉄、アルミサッシ、ガラス、金物、厨房・洗面備品、電化製品、インテリア備品等々あらゆる産業にシナジー効果をもたらします。

都市住宅学会の試算によりますと、住宅は投資1に対して1.495の乗数効果があり、公共投資の1.345より10ポイン

ト以上もシナジーがあります。

住宅が10万戸増加すれば、26万人の雇用が創出されます。

現行の住宅減税の様に、景気を一時的に刺激する時限的政策では、国民の購買時期の選択肢を狂わせ、強いては日本経済全般にとっても、足腰の弱い政策となります。

期間が限定されている面で、控除期間終了後の経済環境に悪影響を及ぼします。

住宅という国民すべての「夢の実現」を達成する、国の基盤に関する税制とする認識が大事であります。

『すべての日本の家族のために良質な住宅と居住環境を提供すること』の目標のもと、長期の視点にたった「住宅税制」に改革しなくてはなりません。

木材産業と致しましては、地球温暖化防止（CO2 排出削減）を進めていく上で、炭素固定に資する木材利用を推進するための助成制度の創設を要望致します。

木材は重量の半分が炭素で、燃えるか、腐朽しない限り炭酸ガス（CO2）は発生しません。この木材の特徴を利用している木材・木材関連製品（合板・繊維板・集成材・木質ボード、木製

家具・建具、製材等々）は常に炭素を保有し、商品としてある限り、炭酸ガスを放出しません。

木造住宅・建物はあらゆる木材、木材関連製品の集合体です。最近行われた LCA（ライフサイクル評価）では、木造、鉄骨造、コンクリート造の住宅の環境に対する影響を比較し、材料の生産と建設において、鉄骨造の場合は 26%、コンクリート造の場合は 31%も、木造に比べて温室効果ガスの排出量が多いと報告されております。

また、林業経営活動による森林吸収源対策として、森林整備・保全の推進が必要である事は論を持たないところであります。健全な森林が健全な河川を維持し、豊穡の海を育てており、このサイクルが日本の直面している CO2 排出削減と食の安全・自給率向上に貢献する事になると確信しております。

政府主導の産業政策（住宅、農業、漁業、エネルギー）はその国の産業の成長力や競争力と雇用に多大に貢献することになります。

特に、低炭素社会への円滑な移行が国の重要政策となっている中で、国産材の利用促進による地球温暖化防止及び地域経済

の活性化による雇用の安定・増大のため、 諸施策の推進に当たっては、是非とも合板、繊維板、製材等の国産材（地域材）の利用促進を明確に位置付けて頂き、我が国林業・木材産業の長期的、持続的発展という観点から次葉の対策を要望致しますので、宜しくご高配の程お願い申し上げます。

一 住宅政策及び林業・木材関連産業政策の提案一

1. 生前贈与、非課税枠を3千万円へ（国土交通省）^①

「アベノミクス」の三本目の矢である「成長戦略」として、住宅取得資金の生前贈与の非課税枠を3千万円まで広げれば、世界一の金融資産が動き出し、現時のデフレ対策としてもその効果は大なるものがある。

ここに昔の家族の温もりが蘇り、本格的2世帯住宅は居住空間の質の向上を生み、良質な居住環境は適切な家族教育として、お年寄りが子供と接する本来の日本のリズムを生み出す。

住宅取得に限定する事によって、親から子への単なる資産移動としての貯蓄（眠れる資産）を防ぎ、経済を活性化させる事が出来る。

2. 住宅消費税は5%据置（国土交通省）^①

時限立法としての住宅ローン減税は「駆け込み需要」として、景気対策に大きな効果をもたらすが、控除適用期間終了後の経済環境に及ぼす悪影響はその比ではない。

期間が限定されている面から、国民の購買時期の選択肢も狂わせ、経済全般にとって、雇用不安、不況、倒産を引き起こす。

又、税の公平の見地からも考察されなければならない。

3. 住宅消費税の廃止（国土交通省）

住宅にかかる消費税について、米国、フランスの非課税、イギリスのゼロ税率と国民の取得時負担を軽減する政策的配慮が欧米先進国ではなされている。

すべての国民は住宅を生活の場として日々暮らしている。

税收確保第一主義の徴収側の発想から脱却し、国民主権国家として、国民の立場にたった発想の転換こそが、硬直化した税制を改革し、時代の変遷に適合した経済活性化を創出し、税收の増加へとリンクする。

4. 住宅ローン利子所得控除制度の創設（国土交通省）

米国で過去90年以上に亘って、この制度は何百万人もの家族に大きな恩恵をもたらしてきた。

当初、政府関係者は、この制度を導入すると、税収が減少し、予算が足りなくなるのではないかと危惧されていましたが、実際に施行されると、住宅所有者における可処分所得の増加によって、いろいろな家財へと消費は広がり、税収基盤が強化し、経済の活性化に大きく貢献する結果となった。

5. 新耐震基準以前に建築された住宅の建替に関する減税措置（国土交通省）— 南海トラフ列島地震

社会資本の整備は台風、地震国として、国民の安全性、防災性、耐震性の見地から税制の優遇があつてしかるべきである。

安全・安心の社会資本整備の見地から、1981年新耐震法以前に建築された住宅の建替を積極的に推進し、阪神淡路大震

災で死傷者の 80%が新耐震法以前の古い合法木造住宅倒壊によって引き起こされた惨事を二度と繰返さない政策が望まれる。

○ 新耐震法施工以前の住宅建替 1/3 補助金。

6. 環境配慮木造住宅部材加工の効率的な製造設備の整備・廃棄・新設への助成制度の創設
(経済産業省・農林水産省・林野庁)

耐震・耐火・耐久・防災・安全の長期優良住宅の建設促進のため、木造枠組壁工法部材加工工場(コンポーネント工場)及び軸組工法(在来工法のプレカット工場)の製造設備の整備・新設等(等には、設備廃棄を含む)に対する新たな助成制度を創設する。

CO₂排出 25%削減の達成と内需拡大による雇用創出を国是とするのであれば、長期優良住宅・建物の振興を図るに当って、国産材、輸入材に関わらず、その基盤整備として、木材産業の国内製造・加工設備機械の一層のコンピューター

化を推進し、製造・加工の国内回帰を図る内需拡大策の抜本的取組が不可欠である。また、そのための既存設備の廃棄のための補助制度も不可欠である。

- 枠組壁工法・軸組工法の部材加工機械補助率を 1/2 とする。

7. 耐震補強に関する、耐震工事金額の半額補助金を実施（国土交通省）

全国世帯数の 95%以上が耐震補強住宅となる国の施策の実現が、本施策により早まると考えられる。

8. 二戸目の住宅取得にも生前贈与の非課税枠適用（国土交通省）

時間を移動する事によって、もう一つの風土という空間を享受する精神的豊かさが人間性を育み、文化や伝統の調和されたコミュニティーが形成される。

都市の生活と田舎の生活を共に手にする事が出来る。

世界一の金融資産を動かす仕組作りが閉塞した現時の日本には必要である。

9. 省エネ基準（新）、低炭素住宅への対応に対する木材利用への優遇措置（国土交通省）

10. 森林吸収源対策、木材利用拡大対策のための税制の創設について（農林水産省・林野庁）

「地球温暖化対策のための税」の創設と、その使途に、森林吸収源対策や木材利用拡大を新たに位置づけ、間伐等の実施、路網の整備等による森林の整備促進と木材利用促進のための諸対策を対象とすること。

（昨年のコッパ17において、我が国は、新たな「将来の枠組み」の下でも森林吸収源対策について、合意されたルールに基づいて森林吸収量の算入上限値3.5%を目指すこととしている。特に、伐採木材製品（HWP）については、これまでの伐採即排出ではなく、木材製品が廃棄された時点で排出量を計上することとなり、炭素貯蔵や化石燃料の代替な

どの効果のある木材利用の拡大を推進することが重要。平成25年1月24日の与党税制協議会で決定された「平成25年度税制改正大綱」では、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。」とされている。）

- 1) HWPの第2約束期間のルール変更が今年のダーバン会合で合意された。計上対象となる木材製品は、吸収・排出量を議定書に基づき計上している自国内の森林で伐採、搬出された木材から生産されたHWPのみと既定されているが、木材のカスケード利用の上からも既存の木造住宅から排出される「建設発生木材」を有効活用している「木質繊維板」もその対象として捉えて載きたい。

*（炭素プールの観点から木材製品はより長期にマテリアルとして利用することが重要である。）

1 1. 再生可能エネルギー特措法の施行について (経済産業省及び林野庁)

固定価格買取制度における木質バイオマス（「未利用木材」、「一般木材」及び「リサイクル木材」）の調達価格、調達期間及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」等については、平成24年7月1日の施行以降一年を目処に検証し必要な見直しを行うこと。

（本制度は、再生可能エネルギー電気の利用促進のため、画期的な制度であるが、①「木質バイオマス」については、未利用間伐の利用等全く新しい取り組みであり、未利用間伐材等の山元価格や工場残材の工場出荷価格など既存のマテリアル利用への影響の大きい事項について不透明な点も多いこと②本制度導入による電気料金の値上げが我が国の経済、産業活動へのコスト増による影響が出る可能性があることから、制度実施後一年を目途に検証する必要がある。）

同様なRPS法導入（2003年）に際しては、導入後2～3年後に影響が現れ、チップ価格の高騰に繋がった経緯がある。

12. 木材の需要拡大について（林野庁及び国土交通省）

昨年7月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、平成32年までに木材自給率50%を目指して、合板関係では約500万m³の国産材原木を利用することとなっている。この目標達成のためには、国産材合板の需要拡大のため早急に以下の取り組みが不可欠である。

- 1) 災害復興住宅、長期優良住宅を含む住宅建設において、国産材を活用した。木造住宅（又は内装の木質化）の積極的な建設促進のための施策を講じること。
- 2) 公共建築物等の木材利用推進法に基づき、現在、各省庁、都道府県及び市町村で策定されている「方針」において、国産合板・繊維板等の国産材を利用した木材製品の積極的利用の明記。
- 3) 「地域材」の普及に当たっては、都道府県単位、市町村単位で囲い込んだ〇〇県産材、〇〇市産材等を対象として住宅建設に当たっての補助や融資の支援事業が行われていると

ころがみられるが、これは中長期的には販路拡大を自ら限定することとなるものであり、「地域材」を「地域（東北・九州等）で生産された製品、又は、同地域から出荷された原木により生産された製品」等、より広範囲な概念とすること。

- 4) WTOに抵触することなく「国産材」を普及するための「国産材マーク」制度の創設等民間企業、団体独自の取組について、木材利用ポイント等において積極的に活用すること。

1 3. 地球温暖化防止（CO₂削減）に貢献する木材関連産業における設備投資資金の低利融資及び減税の大幅な拡充（経済産業省）

「アベノミクス」の三本目の矢である「成長戦略」として、設備投資の活性化と振興を図り、内需拡大と雇用増を押し進める。

設備導入に当って、機械工業会が最新の機械（コンピュータ

一制御搭載)に減税証明書(メカトロ減税)を発行する。

停滞、閉塞した生産活動の中にあつて、新製品の開発生産システムの更なる改良に挑戦する国内製造業を支援し、次世代への変換を図る。

(平成14年3月31日、メカトロ減税が廃止になっている)

- 対象設備 : 減税証明書付設備
- 特別償却 : 取得価格の50%
リース料も同等の税額控除
- 償却資産税 : 0%
- 対象設備資金金利 : 0.8%
- 据置期間 : 2年
- 融資期間 : 15年以内(据置期間含)
- 申請有効期限 : 2年間の時限立法

1.4. 法人の負担軽減(経済産業省)

グローバル化によるメガコンペションの時代にあつて、

国際競争力の観点からも法人税の恒久的な軽減を要望します。

成長戦略の観点から内需拡大と雇用創出、企業の環境改善、設備投資創出、従業員のベースアップ、等々の見地から中長期的な内需拡大を図って戴きたい。

世界の法人税率は、韓国 24.20%、台湾 17.00%、シンガポール 17.00%、スイス 21.17%、デンマーク 25.00%、フィンランド 26.00%、スウェーデン 26.30%、ノルウェー 28.00%、イタリア 27.50%、イギリス 24.00%、ドイツ 29.48%、ロシア 20.00%、カナダ 26.00%、日本 35.64%。

上記の通り日本が最も高く、税制、労働政策、為替で日本企業は窮地に立たされ、競争力の低下で雇用が減り、税収が激減する悪循環に陥っている。

○ 実効税率 25.00%へ引下げ。

以上、14項目について、ご検討の上、是非実現されん事を要望いたします。

以上